

入札の延期又は中止、契約の解除に関する運用基準

(趣旨)

第1 この基準は、長野市が発注する建設工事その他の契約において、入札契約に係る透明性及び公平性を確保するため、適正な入札の執行が困難と認められる場合に関する取扱いについて必要な事項を定め、発注者及び受注者双方の負担を軽減するとともに、履行の遅延による市民生活への影響を回避することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札手続きの誤り

公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合、その他入札契約手続きに誤りがあり、適正な入札の執行が困難と認められる場合

(2) 不正な行為

談合等、不正な行為の事実があった場合又はそのおそれがあり、適正な入札の執行が困難と認められる場合

(3) その他の事象

地震、暴動その他の自然的又は人為的な現象によって、入札の執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じた場合

(入札書の受付開始前に事実が発覚した場合)

第3 予算執行者は、入札の公告(指名の通知又は見積りの依頼を含む。以下同じ。)をし、当該入札書の受付を開始する前に入札手続きの誤り若しくは不正な行為が発覚した場合、又はその他の事象が発生した場合は、当該入札を延期又は中止する。ただし、誤りを訂正し、周知すること等により、正常かつ公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、必要な措置を講じた上で、入札を続行することができるものとする。

(落札者の決定前に事実が発覚した場合)

第4 予算執行者は、入札書の受付をし、当該入札の落札を決定する前に入札手続きの誤り又は不正な行為が発覚した場合は、当該入札を中止する。ただし、これらの事実が正常かつ公正な入札の執行及び落札の決定に影響を及ぼさないものであると認められる場合は、入札を続行することができるものとする。

(契約の締結前に事実が発覚した場合)

第5 予算執行者は、落札者を決定し、当該契約を締結する前に入札手続きの誤り又は不正な行為が発覚した場合で、これらの事実が正常かつ公正な入札の執行及び落札の決定に影響を及ぼすものであったと認められる場合は、当該入札に係る落札の決定を取り消した上で、入札を中止する。この場合において、当該中止の原因が発注者の責めに帰すものである場合は、当該落札者から、当該決定を取り消すことに対する承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、落札の決定を取り消したことにより、正常かつ公正な入札の執行が確保できると認められる場合で、本来の落札者となるべき者が特定さ

れる場合は、当該落札者となるべき者を落札者とするこ
とができるものとする。

(契約の履行前に事実が発覚した場合)

第6 予算執行者は、契約を締結し、当該契約の履行が完了する前に入札手続きの誤り又は不正な行為が発覚した場合で、これらの事実が正常かつ公正な入札の執行及び落札の決定に影響を及ぼすものであったと認められる場合は、当該契約を解除する。この場合において、当該解除の原因が発注者の責めに帰すものである場合は、当該契約の相手方から、当該契約を解除することに対する承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の履行状況その他の理由により当該契約を解除しがたい場合は、当該契約の相手方と協議し、契約を解除しないことができるものとする。この場合において、予算執行者は、本来の契約の相手方となるべき者が特定される場合は、当該契約の相手方となるべき者から、当該契約を解除しないことに対する承諾を得なければならない。

(落札者の決定に誤りがなかった場合及び契約を解除しない場合の対応)

第7 予算執行者は、落札者の決定に誤りがなかった場合、又は契約を解除しない場合において、設計金額に誤りがあった場合は、これを訂正するものとする。

2 前項の場合において、当該契約の変更は行わないものとする。ただし、訂正後の設計金額が契約金額を下回るとき又は予算執行者が必要と認めるときは、当該落札者又は契約の相手方に通知し、契約の変更を行うものとする。

(補則)

第8 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名（見積）の通知を行う案件から適用する。